

平成 29 年度 緑区社会福祉協議会 事業方針

平成 29 年度は、生活支援体制整備事業における地域の支えあい活動の具体的な成果が求められる重要な年です。昨年度から本会が区役所、地域ケアプラザと一体的に取り組んできた地域の実態把握、職種間研修を一步進め、地域の支えあい活動の支援を積極的に進めていきます。

さらに、移動情報センター、ボランティアセンター、あんしんセンターの相談から来る制度の狭間となっている個別の課題にも対応し、これまで取り組んできた「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」の実践を基盤として住民同士のつながりの中で見守り支えあえる地域づくりをします。また、ひきこもりや子どもの貧困など新たな課題にも取り組んでいきます。

本会では各種会員による分科会活動が盛んに行われています。29 年度は支えあい体制づくりのための分科会合同研修会、情報交換会を行います。また、社会福祉法改正による社会福祉法人の地域貢献活動については、会員である法人施設が地域福祉活動を推進していくために、区社協は地域と法人施設とのつながりが深まる支援をしていきます。

「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」（以下「身近事業」と略す）を進めていくには各地域の福祉への主体的取組の意識が大切です。本会では今年度もその環境づくりの柱として、1 期、2 期の実績をもとに、様々なニーズを受け止める地域の福祉力向上を目指した第 3 期地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」を区役所、地域ケアプラザと協働して進めて行きます。また、区域計画においては様々な連絡会、ネットワーク、協議体と連携してその目標に近づくための事業を進めます。

【平成 29 年度の重点取組】

1 地域の支えあい活動の充実

○生活支援体制整備事業

昨年度の生活支援コーディネーターの配置により、本会と地域ケアプラザは生活支援体制整備事業を通じて地域支援をともに担う関係がさらに強まりました。

今年度は地域の支えあいの活動が一層充実するよう、活動団体や活動者の支援に重点的に取り組んでいきます。そのひとつとして「緑いきいき助成金」を見直し、29 年度は立ち上げ資金の助成を実施するとともに、30 年度にはより効果的に地域活動を支援しやすい体制になるよう大幅な改正を行います。

具体的取り組み

2 層生活支援コーディネーターの支援

(地域ケアプラザ職員向け研修、地域資源マップの作成)

「緑いきいき助成金」の見直し

○身近事業を基盤とした地域支援

制度の狭間にある個別の課題や困りごと等を、住民とともに解決する身近事業の考え方は地域支援の基盤となるものです。いわゆるごみ屋敷や子どもの貧困といった社会的孤立の課題に対して、住民と協力しながら解決に向けた取組を進めます。

また、身近事業を浸透させていくために28年度進めてきた課題発見のための「住民支えあいマップ」の実施を増やし、課題解決のために現在4地区にある「地区ボランティアセンター」を地域ケアプラザと協働してさらに他地区に広めていきます。

具体的取り組み

住民支えあいマップの拡大（重点推進地区設定）
地区ボランティアセンターの開拓（開設準備地区設定）

2 新たな課題に対する解決の仕組みづくり

今まで本会では、身近事業の取組の中で、課題背景の複雑さから支援主体がないケースに区社協が積極的にかかわり、地域と協働して解決していく事例を増やしてきました。しかし、とかく、障がい、生活困窮、不登校という課題は地域では挙げられにくく、区域での解決に終結しまいがちです。しかし、課題を持つ生活者は地域で暮らしており、地域での身近な支援無くしては住みよい暮らしに結びつきません。29年度はこうした課題を地域と解決していくための啓発、土台作りを積極的に進めていきます。

具体的取り組み

障がい児者への理解普及啓発を地域版で展開
生活困窮者への一時的食料支援（フードバンク）などの取り組み検討

3 社会福祉法改正にともなう対応

社会福祉法改正を受け、社会福祉法人は経営体制の整備、地域貢献活動の取り組みが進められています。区社協は評議員の紹介等、社会福祉法人からの要請に協力するとともに、分科会を通じて地域貢献活動における具体的事例や新たな仕組みの共有化を図るなど、支援体制の強化に努めます。

具体的取り組み

施設等分科会での地域貢献活動報告会
災害時回覧板取り組みの継続実施

4 第3期「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進

第3期プランの2年目として各地区の取組を一般住民により身近な計画として浸透していくようPRしていきます。区域計画重点テーマにおいては区社協の役割は大きく、身近な地域での日常的な見守り体制づくり、障がい児者の地域活動参加促進、災害時に支援が円滑にできる仕組みづくり等を進めていきます。

また、地区別計画支援においては地域ケアプラザ、区役所と協働して地区支援チームとして住民の期待に沿った支援を進めていきます。

具体的取り組み

計画PR動画、地区別計画パンフレット、みどりのわカフェの推進
災害ボランティアセンターの運営体制の確保
みどり障がい児者ネットワークとの連携による障がい児者地域活動の参加促進

I. 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進	
1. ご近所同士の見守り・たすけあいの仕組みづくり	(1)住民支え合いマップ等推進地区に基づく地域支援の展開 (2)モデル地区を選定した地区での住民支え合いマップの導入支援 (3)地域の見守りネットワーク構築支援事業の実施 (4)地区ボランティアセンター等の運営・立ち上げ支援
2. 制度の狭間で支援主体が見つけない課題への支援・解決の仕組みづくり	(1)一人ひとりの困りごとに向き合う丁寧な相談体制の充実 (2)新しい福祉ニーズへの対応 (3)生活困窮者へのアプローチ
3. 地域ケアプラザとの連携	(1)地域ケアプラザと一体的な地域支援 (2)運協・所長会への参加 (3)地域交流 CO 連絡会の開催および研修会の実施 (4)生活支援 CO 連絡会の開催および研修会の実施 (5)地域ケア会議への参加
4. 地区社協の支援	(1)地区社協分科会の活性化による情報共有や課題検討の推進 (2)地区社協運営支援の強化 (3)新規取組への財源助成による支援
5. 地域の福祉団体やボランティアを助成する仕組み	(1)共同募金配分金事業 (2)年末たすけあい募金配分事業
II. 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進	
1. 全体計画の推進	(1)みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会の開催 (2)みどりのわ・ささえ愛プランのPR強化
2. 地区別計画推進の支援	(1)みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画推進委員会の支援 (2)地区別計画推進の支援体制(地区支援チーム)の活性化
3. 区域計画の推進	(1)重点テーマに関する取組の推進
III. 幅広い福祉人材育成	
1. 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営	(1)活動の場の提供を通じた区内の福祉保健活動の活性化 (2)利用者アンケートや調整会議を通じた使いやすい場の提供 (3)施設の維持管理
2. ボランティア関連事業	(1)各種媒体を活かしたボランティア情報の発信 (2)ボランティア相談・紹介 (3)地域や区域のニーズに応えるボランティアの育成・支援 (4)趣味やライフスタイルを活かしたボランティア活動の促進 (5)ボランティア交流会(ボランティアカフェ)の開催 (6)地区ボランティアセンターの拡充に向けた支援
3. 市民活動や区内企業との連携強化	(1)新たな地域福祉の協力者の開拓
4. 災害ボランティアの取組	(1)災害VOCの円滑な運営体制の確保 (2)災害VOCOの養成 (3)災害VOCO養成修了者への継続した支援
5. 福祉教育の推進	(1)小中学校、地域、企業における福祉教育・啓発の実施 (2)区内小中学校で実施される福祉教育への支援 (3)企業からの福祉教育・啓発に関する相談対応 (4)緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育の実施・メンバーの増強 (5)教員を対象とした福祉研修(市社協と18区社協共催)
6. 善意銀行の運営	(1)寄付の受入と配分 (2)寄付文化の醸成への取組・預託者増に向けた工夫やPR

IV. 福祉ニーズのある方への支援	
1. あんしんセンター事業・ 市民後見人活動支援事業	(1)日常生活自立支援事業の実施 (2)権利擁護に関する相談を通じた関係機関との連携強化 (3)増加するニーズに対応できる質の高いサービス提供 (4)市民後見人の活動支援
2. 移動情報センター事業	(1)相談窓口での相談調整 (2)情報発信と潜在した福祉ニーズの掘り起し (3)移動支援の提供に係る関係機関との連携強化 (4)移動支援の担い手育成の強化
3. 送迎サービス事業および 横浜市外出支援サービス事業	(1)外出支援サービスの実施 (2)地域移送サービスの実施
4. 生活困窮者等支援	(1)生活福祉資金貸付事業の実施 (2)区生活支援課と連携した相談支援 (3)貸付後の継続した自立支援 (4)生活困窮者へのアプローチ(再掲) (5)災害被災者見舞金の交付
5. 子育て支援に関わる取組	(1)児童虐待防止連絡会等への参加 (2)子育て支援連絡会・子育て支援者交流会の開催(3)交通遺児支援
6. 障がい者福祉関係 事業の実施	(1)みどり障がい児者支援ネットワークの実施 (2)障害児者支援に関わるボランティアの養成 (3)障がいの理解・啓発の促進
7. 高齢者福祉関係事業	(1)高齢者福祉に係る団体への支援 (2)認知症理解に係る地域活動への協力
V. 会員組織を活かした地域福祉の推進	
1. 部会・分科会活動	(1)施設等分科会での地域貢献活動報告会の開催
2. 会員促進事業	(2)福祉施設間同士の災害支援共助の仕組みづくり
3. 社会福祉法改正にともなう対応	
VI. 運営基盤の強化	
1. 広報啓発事業	(1)ITや紙面を用いた広報の充実 (2)緑区社会福祉大会の開催 (3)緑区民まつりへの参加 (4)「ハーモニーみどりふれあいまつり」による福祉活動の啓発
2. 法人運営	(1)理事会・評議員会・監事会 (2)委員会活動 (3)苦情解決の対応 (4)情報公開
3. 各種福祉団体の運営	8団体事務の事務局

1. 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

【財源】会費・市社協補助金・共同募金・年末たすけあい配分金・福祉事業基金果実・国際障がい者年基金

身近な地域や近隣での見守りやたすけあいなどの福祉活動を促進し、住民同士による「つながり」を活かした生活課題の早期発見・予防・解決の仕組み作りを進めます。また、推進にあたっては「みどりのわ・ささえ愛プラン」との関わりを考えながら、地域団体や地域ケアプラザと連携し、地区特性に応じた支援を展開します。

1. ご近所同士の見守り・たすけあいの仕組みづくり

(1) 住民支え合いマップ等推進地区に基づく地域支援の展開

住民支え合いマップ等で前年度取り組んでくれた地区の継続実施とともに、その取り組みから、身近な地域での見守り・支えあいの仕組みを推進し、地域課題の早期発見から解決、予防の仕組みづくりを地域ケアプラザと協働で進めていきます。

(2) モデル地区を選定した地区での住民支え合いマップの導入支援

住民支え合いマップ推進にあたり、複数のモデル地区を選定し、自治会長向けの連合単位での研修を地域ケアプラザと実施する中、実施に向け前向きな地区を中心に具体的な推進支援を行います。

(3) 地域の見守りネットワークの推進

地域住民、新聞配達員、福祉事業者協働の見守り体制構築に向けた土台づくりが、前年度から着実に進んでいます。各地区特性に合わせた見守り体制の構築を区役所、ケアプラザと協働で進めていきます。

(4) 地区ボランティアセンター等の運営・立ち上げ支援

前年度 1 地区開所され、現在 4 地区社協で展開されている地区ボランティアセンターについて、継続して運営支援を行うとともに、さらに 2 地区立ち上げについて地域ケアプラザと協力して地区を支援していきます。また単位自治会やご近所同士でのたすけあいグループの把握と活動の支援を行います。

2. 制度の狭間で支援主体が見つけにくい課題への支援・解決のしくみづくり

(1) 一人ひとりの困りごとに向き合う丁寧な相談体制の充実

気軽に相談できる、身近に支援してもらえないために困っている方について、地域ケアプラザや近隣住民と協力し、困りごとが個人にとどまらず、地域課題として解決の検討に向かうよう丁寧な支援を行います。

(2) 新しい福祉ニーズへの対応

いわゆるゴミ屋敷、ひきこもり、生活困窮世帯、目に見えない障害など、現行の制度に繋がりにくく、孤立しがちな困りごとへの気づきを大切に、地域や関係機関と連携し相談対応に取り組めます。

(3) 生活困窮者へのアプローチ

①学習支援ボランティアの養成・活動の立ち上げ支援（区生活支援課と共催）

区生活支援課と共催で学習支援ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を図るとともに、新たな活動団体を立ち上げるきっかけとします。

②学習支援ボランティアの地区展開

学習支援を行う新たなグループの立ち上げの支援と区内の学習支援を行うグループつながりづくりや活動支援を行います。

③生活困窮（者）世帯支援の検討

区社協独自の取組として、生活困窮（者）世帯への支援として食糧支援（フードバンク）の仕組みの開発検討、こども食堂の支援などを行います。

3. 地域ケアプラザとの連携

(1) 地域ケアプラザと一体的な地域支援

身近な福祉に関する相談機関・地域福祉の拠点として位置付けられている地域ケアプラザや地域包括支援センターと連携して個別課題を把握し、地域課題として地域関係者と協働しながら課題解決を図ります。

また、生活支援体制整備事業としての地域支援においては、地域ケアプラザ等と一体となって、高齢者の閉じこもり防止や介護予防にもなるような、身近な地域で行われている居場所・通いの場・介護予防活動の実態把握と立ち上げ支援を行います。

(2) 地域ケアプラザ運営協議会、所長会への参加

ケアプラザとの連携を深めるため、各会に参加し、区社協事業への協力依頼や「みどりのわ・ささえ愛プラン」「生活支援体制整備事業」に関する情報交換を行います。

(3) 地域交流コーディネーター連絡会の開催および研修会の実施

地区や区域の情報交換と共有を図るため、連絡会を実施します（年12回）。またコーディネーターの共通課題への取組として研修会や勉強会を開催します。

(4) 生活支援コーディネーター連絡会の開催および研修会の実施

生活支援体制整備事業の進捗状況の地区や区域の情報交換と共有を図るため、連絡会を実施します（年12回）。また、コーディネーターの共通課題への取組として研修会や勉強会を開催します。

(5) 地域ケア会議への参加

地域関係者と医療・保健・福祉の専門機関が集まり、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備にあたっての課題解決を図るために地域ケアプラザで開催される地域ケア会議について、積極的に参加・協力します。

4. 地区社協の支援

(1) 地区社協分科会の活性化による情報共有や課題検討の推進

分科会でのタイムリーなテーマ検討を通じた情報共有・課題検討の場づくりを推進します。前年度から実施している分科会合同研修、ミニ研修も継続して進めていきます。

(2) 地区社協運営支援の強化

地区社協が地域の福祉協議体としての強みを生かして、自治会単位やご近所での見守り・支えあい活動を推進できるよう、必要な研修の実施や役割の明確化など運営強化に係る支援を積極的に行います。

(3) 新規取組への財源助成による支援

地区社協が中心となって推進する地域課題解決に向けた新たな取組に対しては、新規事業立ち上げ資金助成等とおして支援体制の充実を図ります。

5. 地域の福祉団体やボランティアを助成する仕組み

(1) 共同募金配分事業

赤い羽根共同募金を財源とする各種福祉団体への助成金について、市域の「よこはまふれあい助成金」と統合し「緑いきいき助成金」として配分します。配分にあたっては透明性を高めるため運営委員会により配分を決定し、また平成30年度からの配分基準の見直しを通じ、住民主体で必要な団体への助成を行います。

また、今年度からは新規立ち上げ団体の随時受付を行い、新たな活動を開始する団体への迅速な支援を開始します。

これらの配分を通じ、助成団体の活動状況の把握、分析を行うとともに、助成団体からの活動に関する相談にも対応していきます。

(2) 年末たすけあい募金配分事業

地域の皆さんから寄せられた募金をもとに、各地区の要援護者支援事業や高齢者食事サービス団体、地域リハビリ活動団体等に適切な配分を行うことにより、支援が必要な方への地域やボランティアによる支援を進めます。

II. 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進

【財源】年末たすけあい配分金

1. 全体計画の推進（みどりのわ・ささえ愛プラン事務局としての取組）

*区、地域ケアプラザ・地域包括支援センターと協働事務局

(1) みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会の開催

第3期計画全般の推進について協議、ふりかえりを行う「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会を開催します。

(2) みどりのわ・ささえ愛プランのPR強化

第3期計画を紹介するため昨年度作成した動画や冊子、パンフレット等、様々な媒体を有効に活用し、広く区民に周知していきます。

2. 地区別計画推進の支援（みどりのわ・ささえ愛プラン事務局としての取組）

（1）みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画推進委員会の支援

各地区の福祉保健に関する課題解決に向けた地区別計画の推進を支援するとともに、推進費の助成（地区別計画推進事業費）を実施します。

（2）地区別計画推進の支援体制（地区支援チーム）の活性化

地区における取組を住民が主体となって推進していけるよう、区役所・区社協・地域ケアプラザ等で地区ごとの支援チームを構成し、支援チーム会議を開催します（毎月）。チーム会議での課題別シート、マップへの社会資源落とし込みの手法を使って、チーム会議の効率化、質の向上を図ります。

また、チームメンバーの地域支援スキルの向上と連携強化のために、研修及びチームを横断した拡大支援チーム会議を開催します。

3. 区域計画の推進

（1）重点テーマに関する取組の推進

区域での取組が必要と考えられる6つのテーマ（日常적인見守り体制づくりに関する取組、認知症に関する取組、障がい児・障がい者に関する取組、子ども・子育てに関する取組、災害時に支援が必要な方への取組、健康づくりに関する取組）について、区役所、地域ケアプラザ、区社協の協働で検討、推進していきます。

III. 幅広い福祉人材育成

【財源】会費・区指定管理料・市社協補助金・年末たすけあい配分金・福祉事業基金果実・参加費・寄付金・預金利子

1. 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営

（1）活動の場の提供を通じた区内の福祉保健活動の活性化

区内の福祉保健活動団体への活動の場の提供、利用促進、団体の活動支援を通して区内の福祉保健活動の活性化を図ります。また、拠点利用については部屋の空き情報のタイムリーな提供、利用率の低い部屋・時間帯について活用の検討等利用促進を図ります。

（2）利用者アンケートや調整会議を通じた使いやすい場の提供

利用者アンケートやご意見箱設置を行い、利用者に使いやすい拠点運営を行うとともに、拠点利用者を対象とした利用調整会議を開催し、拠点利用団体間の交流を図ります（年2回）。また、ご意見箱について、いただいたご意見には迅速に対応し、設備修繕、利用者対応改善方法を検討・実施するとともに、館内掲示します。

（3）施設の維持管理

老朽化した備品や設備の入替を行います。

2. ボランティア関連事業

(1) 各種媒体を活かしたボランティア情報の発信

ボランティア情報紙の発行（年2回）・タウンニュースへの情報掲載（年12回）・ホームページでのボランティア情報提供（定期的）を行います。

(2) ボランティア相談・紹介

地域ケアプラザをはじめとした地域の身近な福祉の相談機関や区社協の各種事業を通して把握した個別の生活の困りごとについて、相談者にとって身近なボランティアによる支援を調整し、住民同士の支えあいにつなげます。

(3) 地域や区域のニーズに応えるボランティアの育成・支援

昨今のニーズの個別化が進む背景を踏まえ、地域や区域のボランティア情報やボランティアニーズに基づいて、日常生活支援に関するボランティア養成講座を実施します

(4) 趣味やライフスタイルを活かした幅広いボランティア参加の促進

地域ケアプラザ、地区センター、市民活動支援センター等と連携し、趣味活動等を行う団体に対して、活動内容を活かしたボランティア活動の紹介を行う等、福祉分野のボランティア活動を担ってもらえる人を増やします。

また、区地域振興課、市民活動支援センター「みどり一む」と共催で地域づくり大学校事業「みどり「ひとまち」スクール」を実施し、参加者の地域活動や福祉分野のボランティア活動参加への橋渡し役を担います。

(5) ボランティア交流会（ボランティアカフェ）の開催

ボランティアセンター登録ボランティアの活動支援・促進を目的に、気軽に参加できるカフェスタイルのボランティア交流会を定期的に開催します。

(6) 地区ボランティアセンターの拡充に向けた支援

各地区のボランティアセンター間での情報交換が可能となるような関係づくりや、これからボランティアセンターを立ち上げようとしている地域の支援を目的として地区社協等関係団体と協力していきます。

3. 市民活動や区内民間企業との連携強化

(1) 新たな地域福祉の協力者の開拓

区域全体で活動する NPO や民間企業等を新たな地域福祉の協力者として捉え、情報収集するとともに、積極的に協力体制を進めます。

4. 災害ボランティアの取組

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な運営体制の確保

大規模災害発生時における、緑区災害ボランティアセンターの円滑な設置運営を確保すべく事務局の運営体制の強化を図るとともに、平常時より緑区役所や地域関係者、災害ボランティアとの連携を強化します。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害時に設置される災害ボランティアセンターにて、ボランティア等の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの一層の養成と組織化について進めていきます。

(3) 災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者への継続した支援

災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者への研修等スキルアップの機会を増やします。

5. 福祉教育・啓発の推進

(1) 小中学校、地域、企業における福祉教育・啓発の実施

地域ケアプラザや地区社協と連携して、区内小中学校や地域、企業における福祉教育・啓発の実態を分析し、地域課題に応じた福祉教育・啓発の企画、提案をします。

(2) 区内小中学校で実施される福祉教育への支援

区内小中学校が福祉教育を取り組む際に生じる講師謝金やその他経費について助成します。

(3) 企業からの福祉教育・啓発に関する相談対応

企業で実施する社員向けの福祉教育・啓発に関する相談に対応し、講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等を行い、企業の地域福祉貢献について支援をしていきます。

(4) 緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育の実施・メンバーの増強

障がい当事者による障がい理解のための啓発ができるよう、緑ハートバリアフリー実行委員会による福祉教育について、関係機関や当事者団体等と連携しメンバーの増強を図ります。

(5) 教員を対象とした福祉研修（市社協と18区社協共催）

福祉教育をどのように進めていくかを共に考え、実際に学校で福祉教育に取り組むためのより効果的な工夫について引き続き市社協および18区社協協働で提案していきます。

6. 善意銀行の運営

(1) 寄付の受入と配分

区民の皆さまから善意銀行へご寄付いただいた金品を、ボランティアセンター運営委員会の審議を経て、区内・地域で小規模な活動をしている団体等に対して、備品の購入・修繕に関する整備費や運営費などとして、地域福祉推進のために適切に配分します。

(2) 寄付文化の醸成への取組・預託者増に向けた工夫やPR

寄付者（団体）に対しては、広報紙等への寄付者（団体）名の掲載や社会福祉大会での表彰を通じて感謝の意を表します。また、区内の寄付・配分に関する広報を通じて、預託者増に向けPRを強化するとともに、寄付文化の醸成を目指していきます。

IV. 福祉ニーズのある方への支援

【財源】市補助金・区補助金・県社協補助金・市委託料・
区指定管理料・市社協委託料・県社協委託料・
共同募金配分金・年末たすけあい配分金・利用料

1. あんしんセンター事業・市民後見人活動支援事業

(1) 日常生活自立支援事業の実施

高齢者・障がい者の金銭管理や預金通帳など財産関係書類預かりサービスを中心とした日常生活支援を行います。また、支援にあたっては、区役所、地域ケアプラザ、障がい者後見的支援室「みどりのこかげ」、自立生活アシスタント事業実施機関等の関係機関や地域関係者と連携し、地域課題の発掘・検討へと繋げていきます。

また、権利擁護サポーターによる利用者訪問を合わせて行い、サポーターの気づきを利用者の生活の質の向上につなげます。

(2) 権利擁護に関する相談を通じた関係機関との連携強化

地域ケアプラザをはじめ関係機関や地域関係者と協力し、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談に対応します。

また、あんしんセンター事業促進のため、事業や成年後見制度の説明などを地域や施設等に出張し行います。

(3) 増加するニーズにも対応した質の高いサービス提供

前年度契約件数を伸ばした実績をもとに、まだ潜在するニーズに対して契約者数の更新を進めます。更にサービスの質の向上をめざすために、地区担当者を含めたカンファレンスの充実を図り、ケースへの地域支援を進めていきます。

(4) 市民後見人の活動支援

横浜市市民後見人バンク登録者への継続した活動支援を市あんしんセンター、区役所、地域ケアプラザ、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）等と協力して行います。また、サポートネット分科会を企画・実施し(全体会3回・分科会2回)、バンク登録者のスキルアップを支援します。

2. 移動情報センター事業

(1) 相談窓口での相談調整

移動に支援を必要とする障がい者等に対し、移動支援に関する相談対応やサービス・ボランティアなどの情報提供・調整を行います。相談対応にあたっては、ボランティアセンター、近隣区社協や他区の移動情報センター、学校その他の関係機関との連携を図ります。

対応の難しいケースについては、学校・区役所等関係機関や地域関係者等とケースカンファレンスを行うなど、「移動」支援の提供に留まらない、その世帯の「生活全般」への支援に結び付くようなコーディネートを行います。

(2) 情報発信と潜在した福祉ニーズの掘り起し

① 「緑区移動情報センター通信」の発行（年2回）

関係機関や地域関係団体・ボランティア等に対して、事業や移動支援に関する情報を発信します。

② 出張説明会の実施

個別支援学級や特別支援学校に出張し、先生や保護者向けに事業説明を行うことで、潜在したニーズの掘り起しを行います。

(3) 移動支援の提供に係る関係機関との連携強化

① 移動情報センター推進会議の開催（年4回）

移動情報センターの運営について、情報共有や協議及び連携を図ります。

② 移動支援事業者連絡会の開催（年2回）

移動支援サービスに係るサービス提供事業者との連絡会を開催し（年2回）、区内における移動支援サービスのネットワークづくりを促進します。

(4) 移動支援の担い手育成の強化

① ガイドボランティア養成講座の開催

ガイドボランティアやガイドヘルパーなどとして、身近な地域で移動支援に関わる担い手を育成するために、ガイドボランティア養成講座を開催します（年2回）。

② 横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱の実施

横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱を行い、新たな担い手の育成や身近な地域でのボランティアコーディネートを促進します。

3. 送迎サービス事業および横浜市外出支援サービス事業

(1) 外出支援サービスの実施

市社協からの委託により、車イス利用者等の移動困難な介護保険対象者等に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

(2) 地域移送サービスの実施

外出支援サービスの対象とならない移動困難な障がいのある方等を対象に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

4. 生活困窮者等支援

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得者や高齢・障がいなどの理由により一時的に資金を貸し付けることを通じて、世帯の自立支援を促進します。

（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・生活支援資金・臨時特例つなぎ資金等）

(2) 区生活支援課と連携した相談支援

区生活支援課（生活困窮者自立支援事業に位置づけられた自立支援相談等）と連携し相談者の生活の立て直しや経済的な自立に向けた支援を行います。支援にあたっては関係

機関や地域関係者との連携やNPO法人の行うフードバンクとの連携を検討します。

(3) 貸付後の継続した自立支援

民生委員児童委員の協力を得て、借受人の状況を把握する機会を増やすとともに、貸付長期滞納者への対応を進めていきます。

(4) 生活困窮者へのアプローチ (再掲)

①学習支援ボランティアの養成・活動の立ち上げ支援 (区生活支援課と共催)

区生活支援課と共催で学習支援ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を図るとともに、新たな活動団体を立ち上げるきっかけとします。

②学習支援ボランティアの地区展開

学習支援を行う新たなグループの立ち上げの支援と区内の学習支援を行うグループつながりづくりや活動支援を行います。

③生活困窮(者)世帯支援の検討

区社協独自の取組として、生活困窮(者)世帯への支援として食糧支援(フードバンク)の仕組みの開発検討、こども食堂の支援などを行います。

(5) 災害被災者見舞金の交付

火災等の災害被災者に、見舞金を交付します。

5. 子育て支援に関わる取組

(1) 児童虐待防止に関する連絡会等への参加

児童虐待防止を目的として区役所が開催する連絡会等に参加し、関係機関との情報・課題共有を図るとともに、社協事業を通じて得た地域課題について発信し、積極的に地域や関係機関の取組へと繋げていきます。

(2) 子育て支援連絡会・子育て支援者交流会の開催

緑区地域子育て支援拠点「いっぽ」・区役所と共催で、区内の子育て支援団体や関係機関と連携を図り、区民が子育てをしやすくなるよう、支援者同士のネットワークづくりを支援します。連絡会(4エリア年4回)、交流会(年2回)開催。

(3) 交通遺児支援(見舞金・激励金の交付)

交通遺児に見舞金や激励金を交付します。

6. 障がい者福祉関係事業の実施

(1) みどり障がい児者支援ネットワークの実施

地域活動ホーム、福祉施設、学校、地域ケアプラザ、NPO 団体や当事者団体の情報交換および区民・関係者への情報発信の場となるよう必要な支援を行います。

(2) 障がい児・者支援に関わるボランティアの養成

ボランティア講座や教育機関への周知等を介して地域で障がいのある方を支えるボランティアを養成します。

(3) 障がいの理解・啓発の促進

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、地区連合エリアでの障がいの理解や啓発を実施します。

7. 高齢者福祉関係事業

(1) 高齢者福祉に係る団体への支援

高齢者食事サービス団体や高齢者サロン、地区リハビリ団体等への助成を通じた活動支援を行います。

(2) 認知症理解に係る地域活動への協力

地域における認知症サポーター養成講座の開催支援や、養成修了者への働きかけを、地域や地域ケアプラザと協働して行います。

V. 会員組織を活かした地域福祉の推進

【財源】会費・市社協補助金・団体負担金・預金利子

会員組織である強みを生かし、会員間相互の情報交換・連携強化や特定のテーマについての課題検討、並びに「みどりのわ・ささえ愛プラン」区域計画の具体的な取組・活動の推進についての協議を図るために、継続して分科会を開催します。また、会員向け全体研修や分科会の横断開催など、より効果的な分科会運営について検討・推進していきます。

1. 部会・分科会活動

- | | |
|--|--------|
| (1) 福祉施設等分科会 | (年3回) |
| (2) 民生委員児童委員分科会 | (年2回) |
| (3) 地区社会福祉協議会分科会 | (年6回) |
| (4) 地区連合自治会分科会 | (年2回) |
| (5) 障がい福祉当事者団体分科会 | (年4回) |
| (6) ボランティア分科会 | (年10回) |
| (7) NPO等分科会 | (年6回) |
| (8) 福祉団体等分科会 | (年1回) |
| (9) 部会 (地域福祉関係団体部会、当事者団体部会、福祉保健教育専門機関部会) | |

2. 会員促進事業

区社協の組織を拡大し、活発な会員活動のために、ボランティアセンターを活用していただいている施設、様々な連絡会に参加している団体の中で社協未加入の施設団体には会員加入をすすめていきます。また、本会の活動に協力いただける賛助会員の拡大を図るため、会員のメリットや社協事業の効果的なPRに務めます。

3. 社会福祉法改正にともなう対応

社会福祉法改正を受け、社会福祉法人への評議員の紹介等、社会福祉法人からの要請に協力するとともに、分科会を通じて地域貢献活動における具体的事例や新たな仕組みの共有化を図るなど、支援体制の強化に努めます。

また、本会も社会福祉法人として体制整備を進めるとともに、地域における公益的な活動に取り組みます。

(1) 施設等分科会での地域貢献活動報告会の開催

(2) 福祉施設間同士の災害支援共助の仕組みづくり

災害時音信不通を想定した社協会員 6 5 施設間回覧板実施訓練を実施します。

VI. 運営基盤の強化

**【財源】会費・市社協補助金・区指定管理料・年末たすけあい配分金・
団体負担金・預金利子**

1. 広報啓発事業

(1) IT や紙面を用いた広報の充実

ホームページ(随時更新)や広報紙「社協だよりみどり」の発行(年2回)などにより、社協事業やボランティア情報、地域の福祉活動など福祉情報を提供します。

(2) 緑区社会福祉大会の開催

緑区において社会福祉に功労のあった方又は社会福祉活動に協力援助された個人又は団体に対する顕彰を行います。あわせて福祉活動の啓発や地域の福祉保健活動の推進のために、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進状況や取組状況を周知します。

(3) 緑区民まつりへの参加

区内の地域ケアプラザと協働し、地域ケアプラザ及び地域包括支援センターのPRを行います。また、ボランティア分科会としてもボランティア活動の啓発を目的に参加します。

(4) 「ハーモニーみどりふれあいまつり」による福祉活動の啓発

ハーモニーみどり内の施設で協力して「ハーモニーみどりふれあいまつり」を実施し、広く社協のPRを行います。また、ボランティア団体、障がい者施設、各種団体の参加協力を得ることで、それぞれの活動の広報啓発の機会となるようにします。

2. 法人運営

社会福祉法に則り、情報公開・個人情報保護制度の運用について、透明性の高い事業経営を行います。

また、財務活動の透明化と経費の節減のため、社会福祉法人新会計基準に基づき、組織および財務活動についても透明性を確保し、信頼ある組織運営に務めます。

(1) 理事会・監事会・評議員会

- ① 理事会 (年4回)
- ② 監事会 (年1回)
- ③ 評議員会 (年4回)

(2) 委員会活動

- ① 緑区社会福祉大会実行委員会 (年2回)
- ② 緑区社会福祉大会顕彰委員会 (年1回)
- ③ ボランティアセンター運営委員会 (年2回)
- ④ 緑いきいき助成金運営委員会 (年2回)
- ⑤ 評議員選任解任委員会 (年2回)

(3) 苦情解決の対応

ご意見箱や窓口等、あらゆる利用者からの“ご意見”・“苦情”を“要望”として受け止め、常に利用者の権利擁護およびサービスの質の向上に務めます。

- ① 迅速な苦情対応および防止策の検討
- ② ご意見箱の設置および意見・回答の館内掲示
- ③ ヒヤリハットの取組推進

(4) 情報公開

法人の定款、事業報告・決算報告、監事監査報告書及び現況報告書等の内容を、区社協ホームページ、広報紙等を活用して広く公開します。

3. 各種福祉団体の運営

各種福祉団体の事務局を担うことにより、団体との連携を進めるとともに、事務の効率化を推進し、各団体の活動を支援します。

- ・神奈川県共同募金会緑区支会
- ・日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部緑区地区委員会
- ・緑区保護観察協会
- ・緑区“社会を明るくする運動”推進委員会
- ・緑保護司会
- ・緑区更生保護女性会
- ・緑区戦没者遺族会
- ・神奈川県薬物乱用防止指導員協議会緑区支部